

# 萩市須佐釣り桟橋管理委託業務仕様書

萩市須佐釣り桟橋の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

## 1 趣旨

本仕様書は、萩市須佐釣り桟橋の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

## 2 萩市須佐釣り桟橋の管理に関する基本的な考え方

萩市須佐釣り桟橋を管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 萩市須佐釣り桟橋は、須佐湾の自然の入り江を活用した施設であり、地域住民と観光客とのふれあい又は交流による漁村の活性化を図るため、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者の安全確保に留意するとともに、施設の環境保全、危機管理対策に努め、良好な施設の維持管理を行うことを基本とすること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 効率的運営を行うこと。
- (5) 管理運営費の削減に努めること。

## 3 施設の概要

- (1) 名 称 萩市須佐釣り桟橋
- (2) 場 所 萩市大字須佐7248番地10及び7248番地10地先
- (3) 竣 工 平成10年
- (4) 施設規模 釣り桟橋 総延長250m
- (5) 営 業 日 ①4月29日から5月5日までの間  
②7月から9月までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日  
③8月13日から8月16日までの期間
- (6) 時 間 午前8時30分から午後4時30分まで。ただし、指定管理者が必要があると認めるとときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更することができる。

## 4 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（指定期間中、協定を締結するものとする。）

## 5 法令等の遵守

萩市須佐釣り桟橋の管理に当たっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならぬ。

- (1) 地方自治法
- (2) 萩市須佐釣り桟橋の設置及び管理に関する条例

(3) 業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合は、それらを遵守し、雇用・労働条件への適切な配慮がなされなければならない。

※ 指定期間中に前各号に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

## 6 業務の範囲

- (1) 施設の利用許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

## 7 経費等について

### (1) 予算の執行

萩市は、施設サービスの質が低下するこがないよう、指定管理者に対して、指定管理料を支払うこととする。

なお、指定管理料は、指定管理者の収支計画に基づき算定した一定額を予算の範囲内で支払うものとする。

### (2) 事業報告

会計年度終了後、速やかに事業の報告を行うこと。

### (3) 調査及び監査

萩市は、必要に応じて、管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な支持をすることができる。

## 8 指定管理者の賠償責任

管理者は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し萩市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

また、国家賠償法等により萩市が第三者に当該損害を賠償したときは、萩市から求償権を行使されることがある。

## 9 業務を実施するに当たっての注意事項

業務を実施するに当たっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

### (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うとともに施設を適正に管理すること。

## 10 その他

- (1) その他、仕様書に記載のない事項については、萩市と協議を行うこと。
- (2) 指定期間中、年度ごとの予算については、萩市の財政の状況等により金額が変更となる場合がある。

## 11 協議

この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、萩市と協議し決定する。